

1 議事日程（5日目）

〔平成24年太宰府市議会第2回（6月）定例会〕

平成24年6月21日

午前10時開議

於議事室

- 日程第1 議案第29号 太宰府市税条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第2 議案第30号 太宰府市手数料条例の一部を改正する条例について（環境厚生常任委員会）
- 日程第3 議案第31号 太宰府市印鑑条例の一部を改正する条例について（環境厚生常任委員会）
- 日程第4 議案第32号 太宰府市予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例について（環境厚生常任委員会）
- 日程第5 議案第33号 平成24年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について（分割付託）
- 日程第6 議案第34号 平成24年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について（環境厚生常任委員会）
- 日程第7 議案第36号 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第1号））
- 日程第8 議案第37号 訴訟上の和解について（梅林アスレチックスポーツ公園事故に係る損害賠償請求事件）
- 日程第9 請願第2号 「こころの健康を守り推進する基本法」の制定を求める意見書採択に関する請願（環境厚生常任委員会）
- 日程第10 意見書第3号 こころの健康を守り推進する基本法（仮称）の制定を求める意見書
- 日程第11 閉会中の継続調査申し出について

2 出席議員は次のとおりである（18名）

- | | | | | | |
|-----|-------|----|-----|-------|----|
| 1番 | 陶山良尚 | 議員 | 2番 | 神武綾 | 議員 |
| 3番 | 上疆 | 議員 | 4番 | 芦刈茂 | 議員 |
| 5番 | 小嶋真由美 | 議員 | 6番 | 長谷川公成 | 議員 |
| 7番 | 藤井雅之 | 議員 | 8番 | 原田久美子 | 議員 |
| 9番 | 後藤邦晴 | 議員 | 10番 | 橋本健 | 議員 |
| 11番 | 不老光幸 | 議員 | 12番 | 渡邊美穂 | 議員 |
| 13番 | 門田直樹 | 議員 | 14番 | 小柳道枝 | 議員 |
| 15番 | 佐伯修 | 議員 | 16番 | 村山弘行 | 議員 |
| 17番 | 福廣和美 | 議員 | 18番 | 大田勝義 | 議員 |

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（22名）

市長	井上保廣	副市長	平島鉄信
教育長	關敏治	総務部長	木村甚治
地域づくり 担当部長	今泉憲治	市民生活部長	古川芳文
健康福祉部長	坂口進	建設部長	神原稔
会計管理者併 上下水道部長	三笠哲生	教育部長	古野洋敏
総務課長	友田浩	経営企画課長	石田宏二
協働のまち 推進課長	藤田彰	市民課長	原野敏彦
福祉課長	大藪勝一	保健センター所長	中島俊二
国保年金課長	永田宰	都市整備課長	今村巧児
上下水道課長	松本芳生	教務課長	諫山博美
監査委員事務局長	関啓子	経営企画課 公共施設整備担当課長	原口信行

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長	齋藤廣之	議事課長	櫻井三郎
書記	白石康子	書記	花田敏浩
書記	茂田和紀		

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大田勝義議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員数も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第2回定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第29号 太宰府市税条例の一部を改正する条例について

○議長（大田勝義議員） 日程第1、議案第29号「太宰府市税条例の一部を改正する条例について」を議題にします。

本案は総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 門田直樹議員。

〔13番 門田直樹議員 登壇〕

○13番（門田直樹議員） おはようございます。

総務文教常任委員会に審査付託された議案第29号「太宰府市税条例の一部を改正する条例について」、その審査内容と結果を報告いたします。

本案は、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律の公布に伴い、年金所得者の申告手続の簡素化が図られ、個人住民税の寡婦（寡夫）控除を受けようとする場合の市への申告が平成26年度分から不要となることから、条例の一部を改正するものとの説明を受けました。

委員から、質疑、討論はなく、採決の結果、議案第29号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（大田勝義議員） ただいまの委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） これで質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） 採決を行います。

議案第29号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（大田勝義議員） 全員起立です。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時02分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2から日程第4まで一括上程

○議長（大田勝義議員） お諮りします。

日程第2、議案第30号「太宰府市手数料条例の一部を改正する条例について」から日程第4、議案第32号「太宰府市予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） 異議なしと認め、お諮りしましたとおり一括議題とし、付託しております環境厚生常任委員会に報告を求めます。

環境厚生常任委員長 小柳道枝議員。

〔14番 小柳道枝議員 登壇〕

○14番（小柳道枝議員） おはようございます。

環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第30号から議案第32号について、審査の内容とその結果をご報告いたします。

まず、議案第30号「太宰府市手数料条例の一部を改正する条例について」報告いたします。

本議案は、住民基本台帳法、出入国管理及び難民認定法、及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国に関する特例法の一部改正、並びに外国人登録法の廃止に伴い、条例別表17の外国人登録に関する証明書を削除するものであります。

これに対する質疑はなく、討論もなく、採決の結果、議案第30号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第31号「太宰府市印鑑条例の一部を改正する条例について」報告いたします。

本議案は、住民基本台帳法、出入国管理及び難民認定法、及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国に関する特例法の一部改正、並びに外国人登録法の廃止に伴い、外国人登録に関する文言の削除、外国人住民に関する規定の見直しや用語の整理を行うものであります。

これに対して委員から、外国人住民の数などについて質疑があり、執行部からは、3月末で498人であるなど回答がありました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第31号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第32号「太宰府市予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例について」報告いたします。

本議案は、委員の構成について県の人事異動に伴い、県職員の充て職の規定を見直すもので

あります。

これに対し委員からは、これまでに委員会が開催されたことがあるのか質疑があり、執行部からは、過去に予防接種事故は起こっておらず、開催されたことはないとの回答がありました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第32号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（大田勝義議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第30号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） 次に、議案第31号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） 次に、議案第32号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） これで質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

議案第30号「太宰府市手数料条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第30号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（大田勝義議員） 全員起立です。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時07分〉

○議長（大田勝義議員） 次に、議案第31号「太宰府市印鑑条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第31号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決する

ことに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(大田勝義議員) 全員起立です。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時08分〉

○議長(大田勝義議員) 次に、議案第32号「太宰府市予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大田勝義議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第32号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(大田勝義議員) 全員起立です。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時09分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第33号 平成24年度太宰府市一般会計補正予算(第1号)について

○議長(大田勝義議員) 日程第5、議案第33号「平成24年度太宰府市一般会計補正予算(第1号)について」を議題といたします。

本案は各所管委員会に分割付託しておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長 門田直樹議員。

[13番 門田直樹議員 登壇]

○13番(門田直樹議員) 各常任委員会に分割付託された議案第33号「平成24年度太宰府市一般会計補正予算(第1号)について」の総務文教常任委員会所管分について、その審査内容と結果を報告いたします。

歳出の主なものとしましては、18款1項1目財政調整資金繰入金2,276万6,000円の増額補正、これは今回の6月補正財源として財政調整資金を充てるものです。平成23年度末の財政調整資金残高として20億2,823万7,163円となる予定であるとの説明を受けました。

歳出の主なものとしましては、まず2款5項5目地域コミュニティ推進費、19節コミュニティバス運行補助金231万7,000円の増額補正、これは開設予定である連歌屋地域線への運行補助で、地元との協議が調ったことから、運行経費を280万8,000円、運賃収入を49万1,400円とそれぞれ見込み、差し引き231万6,600円分を計上しているものであります。

連歌屋地域線は、道路狭隘で傾斜地に居住する高齢者の外出支援として地元要望を受け、定

時定路線型バスとして早期に運行開始を目指しているとのこと、西鉄太宰府駅、西鉄五条駅、浦ノ城団地内など12カ所のバス停を地元との協議で既に選定していること、コミュニティバス湯の谷地域線の運行空き曜日である火曜、木曜、土曜日の3日間、4往復の運行で計画していること、料金は200円の定額制とし、ただし連歌屋の自治会が用意するチケット制にすることにより、1回につき50円を地元負担とすることで協議が調っていることなどについて説明を受けました。

その他、関連する質疑に対し、執行部から詳細な補足説明、回答を受けました。

次に、10款5項1目保健体育総務費、総合体育館建設関係費、13節工事設計監理等委託料3,700万円の増額補正、これは当初予算2,000万円と、この補正額を合わせた計5,700万円により、用地協議に必要な調査、基本設計及び実施設計等を行うための補正であり、補正財源として歳入に総合運動公園整備事業基金からの繰入金として同額が計上されております。

次に、10款5項2目少年スポーツ公園費、1節報酬54万8,000円を13節委託料に全額組み替える補正、これは少年スポーツ公園のかぎの開閉、トイレ清掃などの管理を開放管理員としてお願いしていた個人の方から、本年3月に管理員辞退の申し出があったため、7月からNPO法人だざいふソーシャルクリエイションに管理業務を委託するためのものです。

また、4月から6月までの管理については、早急に対応する必要があったため、委託料の既決予算の範囲内で急遽シルバー人材センターへ委託をしたとの説明を受けました。

委員からは、年度途中でシルバー人材センターから管理業務実績のないNPO法人へなぜ委託先を移行するという判断をしたのかなどについて質疑があり、執行部からは、7月以降の管理委託についてシルバー人材センターに見積もりを徴取したが、協議が調わなかったこと、NPO法人から地域に根差した活動をしたい、公園の管理業務を引き受けたいとの申し出があり、当初予算額54万8,000円の金額で受託可能であることを確認し、この法人を委託先に決定したなどの回答を受けました。

その他審査では、款項目ごとに執行部に対して説明を求め、計上の根拠等について質疑、確認を行いました。

補正予算全般の質疑を終えた後、委員より、今この場で早急に結論を出すのは拙速過ぎるとして継続審査を求める動議が提出されたため、本案の当委員会所管分を継続審査とする動議を議題として採決を行った結果、賛成少数により継続審査とする動議は否決されました。

議案の協議に戻った後、委員から、歳入補正予算18款1項基金繰入金、及び歳出補正予算10款5項1目保健体育総務費の工事設計監理等委託料3,700万円をそれぞれ全額減額する修正案が提出されました。

修正案の提出委員からは、さきの3月議会において基本設計分2,000万円を残し、3,700万円を減額修正可決したが、執行部はその後、今日まで何ら方策も努力もされず、基本設計や基本設計図等も明らかにされないまま本定例会にて補正予算に3,700万円を計上されたとの提案理由の説明を受けました。

修正案に対する質疑では、委員から、補正予算が通らなければ基本構想、基本設計を作成することができないとの執行部の説明も受けた。この補正予算が通ってから基本設計、基本構想を執行部より示され、それを特別委員会で論議していくという考え方を持つことはできないかとの質疑があり、修正案提出の委員からは、補正予算を認めて土地の交渉に当たるほうがいいのか、土地の交渉が終了してから補正予算を認めるのほうがいいかは考え方の相違である。県との交渉がうまくいっていないまま、この時点ではまだ認めるわけにはいかないもので、今回修正案を提案したとの回答がありました。

質疑を終え、修正案に対する討論では、補正予算案を通して特別委員会の中でしっかりと議論することは可能である。修正案に賛成するということは総合体育館の建設の話はここで消え、これ以上審議できなくなるとする反対討論、土地の取得については全く問題なく、県立看護学校跡地を取得したときと同様に公共に資するものに対して活用するという事で県からの取得は十分に可能であると考え。大きな公共事業を行う場合は当市の財政基盤がもっと整った段階で進めていくべきであり、現段階ではまだ健全であるとは言えない状況であること、また区画整理事業の観点から、全体の構想が行われてから、点の整備が行われるべきであるとする賛成討論、この機は体育館建設の時期到来であり、執行部提出の補正予算案に賛成し、総合体育館建設問題特別委員会の論議を前に進めていくべきであるとする反対討論、継続審査の動議を提出したが、賛成少数で否決されたため、3月議会での減額修正案に賛成をしている立場から、この修正案にも賛成を表明するとの賛成討論、以上4件の討論がありました。

討論を終え、修正案に対する採決の結果、多数の賛成をもって修正案は可決されました。

次に、修正部分を除く原案に対する質疑、討論を行いました。

委員からの質疑、討論はなく、修正部分を除く原案についての採決の結果、委員全員一致で可決され、よって議案第33号の当委員会所管分については修正可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（大田勝義議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） これで総務文教常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、建設経済常任委員長 後藤邦晴議員。

〔9番 後藤邦晴議員 登壇〕

○9番（後藤邦晴議員） 続きまして、建設経済常任委員会の所管分について、その主な審査内容と結果を報告いたします。

主な補正といたしまして、7款1項2目商工振興費の商工振興対策関係費では地域経済活性化支援事業補助金として600万円が増額補正されております。これは、商工会が平成21年度か

ら発売しているプレミアム付き商品券、だざいふ得とく商品券、住宅リフォーム等工事券に対する補助であります。プレミアム付き商品券として8,000万円、住宅リフォーム等工事券として4,000万円、発売総額1億2,000万円を予定されているとの補足説明がありました。

委員からは、昨年度の補助金500万円が今年度600万円になった理由、プレミアム商品券の使用期間、またその経済効果について質疑があり、執行部からは、今年度の発売額が1億2,000万円になっているので、そのうちのプレミアム10%のうちの半分の5%分に当たる600万円を補助するもので、使用期間は10月1日から翌年2月末までを予定されている。経済効果については平成23年度の事業総括で商工会が商品券加盟店にアンケート調査を実施されており、その結果として一定の売り上げが伸びたり、新規顧客が増えたという調査結果が出ているとの回答がありました。

次に、8款4項2目公園事業費の公園改良関係費では緑地保全工事として2,000万円が増額補正されています。これは、水城五丁目付近の緑地ののり面崩壊防止のため、昨年度に測量、地質調査、設計を行っていたものについて今年度工事を施工するもので、自然災害防止事業債を財源として実施するものであるとの説明がありました。

委員からは、詳しい工事箇所及び工事期間について質疑があり、執行部から、工事箇所は水城五丁目の少年スポーツ公園のやや北側にある送電線下の斜面で、工事は議会の承認を受けた後、まず地元に説明を行った後に着工し、年度内の完成を目指すとの回答がありました。

審査を終え、討論はなく、採決の結果、議案第33号の建設経済常任委員会所管分については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（大田勝義議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） これで建設経済常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、環境厚生常任委員長 小柳道枝議員。

〔14番 小柳道枝議員 登壇〕

○14番（小柳道枝議員） 次に、議案第33号の環境厚生常任委員会所管分について報告します。

まず、歳出、3款1項2目老人福祉費の特別会計関係費、28節繰出金、介護保険事業特別会計繰出金142万8,000円の増額補正、これは平成24年度の介護保険法改正に伴い、筑紫地区認定審査会の電算システムを改修するための費用の一般会計負担分であります。

次に、第2表の債務負担行為補正、福岡都市圏南部環境事業組合一般廃棄物処理事業債の5,534万円の追加、これは福岡都市圏南部環境事業組合における一般廃棄物処理事業債の借入れに伴う債務負担であります。起債の内容につきましては、（仮称）新南部工場建設予定地内造成工事、（仮称）福岡都市圏南部最終処分場実施設計業務委託、同じく最終処分場用地購

入に係る事業費であります。なお、償還期間につきましては、平成38年度までとなっております。

以上、説明を終え、さしたる質疑はなく、討論もなく、採決の結果、議案第33号の環境厚生常任委員会所管分は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（大田勝義議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） これで環境厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

ただいまの各常任委員会委員長の報告のうち、総務文教常任委員長の報告は修正可決です。

よって、まず修正案に対して討論、採決を行います。

修正案に対する討論を行います。

通告がおりますので、これを許可します。

2番神武綾議員。

○2番（神武 綾議員） 修正案に賛成の立場で討論に参加いたします。

平成11年から、私も日本共産党市議団は総合体育館建設については市民の待望するものであり、基本的には賛成の立場であります。しかし、納得性の高い基本計画、青写真が提示されないままでの予算復活には同意できません。

6月7日の総合体育館建設問題特別委員会において提示された資料から、総合体育館が体育館施設機能、高齢者、子供の健康づくりの場、防災機能を兼ね備えるものであることが説明され、あわせて平成26年度完成ということが明言されました。この内容を検討し、今回の補正予算3,700万円を減額する修正案に次の2点から賛成いたします。

1、建設費用として総合運動公園整備基金5億円と、財政調整基金の一部を使い、毎年の維持費については8,000万円から4,000万円程度の推定であるとの説明でした。建設費用に充てる基金は、市民生活が置き去りにされた中で積み立てられてきたものです。維持費については、今後、教育や福祉など市民の生活に係る予算を削って捻出することにあるのですが、余りにも概算過ぎて市民は納得できません。

2、建設を進めるに当たって尊重された答申は、スポーツ関係者で占められた調査研究委員会が提出したものです。完成イメージとして説明された社会福祉や防災施設の機能を持たせるには、その関係者を入れた委員会や市民の意見を聴取するパブリックコメントが必要であり、早急に開催すべきと考えますが、実施日、期間等、決まっていないとの回答でした。このままでは多くの市民の声を取り入れた愛着のわく体育館施設にはほど遠いものと考えます。

以上のことから、同会派の藤井雅之議員とともに修正案に賛成いたします。

○議長（大田勝義議員） 反対討論はありませんか。

9番後藤邦晴議員。

○9番（後藤邦晴議員） 私は平成24年度一般会計補正予算の総合体育館建設関係費に係る補正予算の本修正案に対し反対の立場で討論いたします。

本年3月議会でも討論させていただきましたが、総合体育館の早期建設は、スポーツ愛好者を初め子供から高齢者まで性別や年齢を問わず、だれもが親しめる施設として多くの市民が望んでいるものです。また、福祉の面での障がい者スポーツ、医療の面での軽スポーツなどなど、あらゆる視点から見ても建設の遅れを口にする市民が果たしてどのくらいおられるのでしょうか。平成11年8月27日に体育協会から総合体育館の早期建設の請願が出され、そのとき委員全員が紹介議員として提出、もちろん採択されています。

また、平成22年1月22日にも、同じく体育協会から総合体育館建設を求める要望書が2,320名の署名を添えて提出されております。このように多くの市民の思いをかなえるべく、本年3月議会で建設のための設計予算5,700万円が計上されました。しかし、一部の議員提案で2,000万円に減額されましたが、その理由として、議会に説明不足、また基本設計と実施設計に分けて3月の時点では基本設計のみでよいとのことでした。今回はまたお考えが少し変わられているようですが、それは別といたしまして、議会に説明不足という件につきましてはその後改めて執行部が詳細に説明をされたとは私は受けとめております。今回の補正予算には実施設計及び調査等も含まれていると思います。そもそも基本設計と実施設計を分けて進めることは、いろんな方にお聞きしましたが、そのような例はなく、逆に経費がかさむことになると思います。もし建設を断念するようなことにでもなれば、市民の気持ちを踏みにじられ絶対に後悔することは明らかです。今、市長が信念を持って建設すると提案しているのです。議員のだれもが早期建設を願い、今全員で建設に賛同し、協力していただきたいと願います。

このたび体育協会から、再度平成24年今月6月6日に6団体、また平成24年6月20日に5団体、計11団体のところが結集され、市長と教育長には要望書が、議長には陳情書が提出されています。この団体の組織人数は莫大なものです。この方たちは、スポーツ施設として体育館はもちろん災害時の避難拠点としても期待されており、一日でも早く総合体育館の建設を望む方たちです。

去る6月4日の全員協議会において市長がこう説明されました。全体的な市の将来像を見据えた中で、市民の健康、スポーツの利便性、体力の向上等、大きな視点に立って、なおかつ子供から高齢者まで健康づくりに役立ち、また防災としての避難所的な施設としても必要であるということは、まさに今回提出された要望書、陳情書に対しても十分にこたえるものであります。

ここに執行部から示された総合体育館建設関係費に係る補正予算に議員全員が賛成し、早期に建設がかなうことを願って討論いたします。

○議長（大田勝義議員） ほかにありませんか。

6番長谷川公成議員。

○6番（長谷川公成議員） 修正案の提出者でもありますし、賛成の立場で討論させていただきます。

執行部におかれましては3月議会後から基本構想や基本設計図も明らかにされず、この間、何ら方策も努力することなく、6月議会にて突然補正予算に減額修正分3,700万円をそのまま計上されましたが、これは二元代表制を無視した提案であります。

今議会で私の一般質問での答弁の際、聞き間違いでなければ教育部長は、財政面の問題から学童保育所の定員増は困難と発言されております。執行部がこのように財政面に不安があるととれるような発言をされておきながら、市民の皆様の血税を認めるわけにはいきません。私はじかに多くの市民の皆様の声を聞きました。まだまだ本市にはやるべき施策が多々あることを実感いたしました。この補正予算は市民の声を反映した施策や提案を尊重し、優先すべき施策に計上すべきだと私は考えます。

よって、この修正案には賛成です。

○議長（大田勝義議員） ほかにありませんか。

14番小柳道枝議員。

○14番（小柳道枝議員） 私はこの修正案に関しまして反対の立場で討論したいと思います。

と申しますのも、私も過去に太宰府市バレーボール協会の会員でございました。当時、議長杯、市長杯、天満宮杯、そしてひいては中部10市、そしてまたその中の4市1町はもとより、糸島、宗像、糟屋郡、そういう方々がこの太宰府が当番になったときには集まってまいりました。そのときに会場がないんですよ。そして、本当に私どもは会場づくり、会場探し、これは苦労いたしました。そのような中で、この体育館要望はそのころから出てきたと思います。そういう中で、もう皆さんもご存じのとおり毎年県民体育大会が行われております。4年に1回は必ず太宰府はバレーボールの会場になっております。その中で県のチームがですね、一般男子、一般女子、バレーボール2日間、開催されます。そういう中で開会する場所がまずない。そして、その小学校を借りた場合には1面しかとれない。それも会員全員が行って、会場を前日からつくり、そしてそれをまた撤収し、あなたのところはここの学校に行ってください、あなたはここですよ、筑紫台高校にも大分お世話をかけております。このような近隣の方々にも学校にもお世話になりながら、教育委員会の中体連の会場でもある時期もあります。全然できないときがあるんですよ。そういうことを加味しましたら、市民の声というのは体育館はバレーボールだけではありません。バスケット、そしてひいては今回のご提案でありますのは、総合的、そして福祉の面、子供たち、そして私が考えますには、これは西校区の拠点にも将来的にはなるのではないかなと思っております。

そのような観点からも、どうしてもこの体育館構想につきましては市民の声を、そして夢を届けたい。そして、太宰府の発展のため、10年、20年後、本当に住んでよかったなと思えるようなスポーツをする人、それからまた障がいを持つ人、小さな子供、いろんな思いがあると思います。もう要らんよという人もいるかもわかりません。けども、夢はいつかなうと思っ

ます。それを願って、私はこの修正案に対しましては反対の討論とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（大田勝義議員） ほかにございませんか。

3番上疆議員。

○3番（上 疆議員） 私は賛成討論のほうでいたしますが、この体育館の設計委託料につきましては3月議会において当然ながら5,700万円の提示があって、私どもは3,700万円を当時減額したところでございますが、この部分についてはまず中身が全然わからない、説明がない、そういうことの中で5,700万円で18億円ぐらいのものを建てるということは大変問題があるということ、まず2,000万円の中で基本構想、基本計画をつくられて、それを内容を、特にその内容というのは複合施設と言いながら複合施設がどんどん膨らんでいる。どこまで複合施設をつくるのかわからない。何階建てをつくるのかもわからない。そういう説明も全然ないままで私のほうは納得するわけにはいきませんので、まずその基本構想、計画をつくったらどうかということ、3月議会で言いましたけども、それは全然進んでいないという状況があります。

そういうことから、まずそういうものをつくっていただいて市民や議会に明らかにしていただいて、意見や論議をした上に皆さんにそれを聞いていただいて、市のほうもそれを受けとめていただいて実施設計に入るのが当たり前の話じゃないかなと思っているところがございます。今回はそういうことで修正可決について賛成いたしますので、よろしくお願いたします。

○議長（大田勝義議員） ほかにございませんか。

17番福廣和美議員。

○17番（福廣和美議員） 今、私は修正案に対しまして反対の立場で討論をさせていただきます。

まず、初めに申し上げますが、今回のこの提案の理由、そして今また賛成討論の中にもありましたけども、まず場所が決まらずしていろんな構想は立てられないと、そのように理解をいたしております。2階建て、3階建てと言いますが、その場所によって変わってくる、当然のことではないでしょうか。また、基本計画や基本構想、基本設計が出されないから反対というのも全く私は理由にならないと、そのように理解をいたしております。理由にならないというよりは、理由に全く苦しみます。

私は、児童からお年寄りまで、先ほども反対討論にありましたとおり、市民の皆さんが数多くの皆さんが気軽にその場所に集えて、スポーツを親しみながら健康維持のためにする場所として身障者の方や高齢者の皆様がバリアフリーされた体育館で屋内スポーツを通じて健康を保つ、そういった意味でも、今お話がありましたように各種大会を開く場所としても文化的な、また教育的機能もあわせ持つ総合的な施設として、もちろん防災避難場所という機能を有し、災害に強い施設を私はぜひ太宰府に必要であると、このように思っておりますので、また今回、この補正が通さないということは総合体育館そのものに反対であると、このようにしか理

解することが私はできないと思っております。

以上のような理由から、私はぜひ議会の中にも特別委員会をつくっているような面を今から論議をしていく場所はあるわけですから、今回の補正はぜひ通していただくというような意味からもってこの修正案には反対をします。

○議長（大田勝義議員） ほかにはございませんか。

11番不老光幸議員。

○11番（不老光幸議員） 私は総務文教常任委員長報告の減額修正案に反対の立場で討論いたします。

体育館複合施設建設に関する基本的な考え方及び今回の増額補正予算計上の経緯について、総務部長及び市長の詳細にわたる説明を受けました。平成11年度に総合体育館早期建設に関する請願が議会で採択され、平成21年度には2,320名の署名を添えて陳情がなされております。

福岡県に市制を施行しております自治体は28市ございます。その中で、面積が1,000㎡以上の総合体育館のない市は、太宰府市を含めて3市であります。そして、体育協会の関係者やスポーツを愛し日々練習に励んでおられる多くの市民の皆様の体育館建設の希望、願いを私は聞き及んでおります。市長が言うておられます、この機がまさに体育館建設の時期到来と判断をいたしております。執行部提案の増額修正案に賛成をして、議会の総合体育館建設問題特別委員会での議論を進めていくべきだと議員の皆さんに強く訴えて、減額修正に反対をいたします。

○議長（大田勝義議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） 修正案の賛成の立場で討論させていただきます。

昨年制定されたスポーツ基本法の前文に、国民は生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上でスポーツは不可欠なものである、スポーツを通じ幸福で豊かな生活を営むことはすべての人々の権利であると示されており、私もスポーツは生涯生活の中で重要と思っていますので、整備が整った体育館は必要だと考えています。

しかし、体育館建設には賛成なんですけれども、基本設計において何に使うか具体的に説明がなく、太宰府市総合体育館建設委員会の4回の協議、現地調査、評価した結果の説明では、建設用地は決定ではなく、順位との答弁でございました。建設場所を含めて説明があったのは、平成24年5月8日、議会に説明がありました。これはいつも言っているように執行部からの事案の事前説明が遅く、事後報告であり、総合体育館については市民のお金でつくるわけですから、将来つくってよかったと言えるような体育館建設を望みたいと思います。

また、体育館建設に対し設置場所にかかわる都市構造から見ても、佐野東地区まちづくりの中でスポーツふれあいゾーンとするならば、平成10年3月、都市計画のマスタープランで新太宰府駅周辺を市の西部の拠点として位置づけされており、交通、商業、業務の核にすると言われておられます。建設候補地はJR太宰府駅設置を含むとあり、まちづくりの全体イメージを出されるべきと考えます。複合体育館と抽象的に言われているようですが、具体的な体育館の

構造、中身が不明であり、現在既存している看護学校跡地にある包括支援センター、あるいは太宰府障害者団体協議会、協働わーくす エ・コラボの対応も決まっておられません。具体的な機能として防災機能、避難機能を持った体育館とはどんな体育館なのか、子供から高齢者まで気軽にスポーツに楽しめる施設とはどんな体育館なのか、ある程度の構造も含め、具体的説明をしていただきたい。設置計画の設計ではなく、施設内容を含め、体育館基本構想を出していただき、太宰府市総合体育館建設調査研究会の答申も出されているように、施設の内容と中規模体育館の各部の寸法、面積を出した平面図、設計図書を提出していただきたく、議論が必要と思います。

さきにも述べたように予定第1候補地は佐野東まちづくりゾーンの中にあります。佐野東地区まちづくりの核にJR太宰府駅を置くと言っている中で核を抜きにして単体での体育館建設の整合性も不明であり、全体の中で位置づけるべきと考えて議論をさせていただきました。

○議長（大田勝義議員） ほかにはございませんか。

1番陶山良尚議員。

○1番（陶山良尚議員） 私はこの修正案に対して反対の立場から討論をさせていただきたいと思えます。

現在の体育センターや学校の体育館設備等では大変不十分であり、今後本市の青少年の育成やスポーツの振興を考えたときに、スポーツ関連の活動拠点が必要となってまいります。高齢者や障がい者、また未来を担う子供たちのためにも、そのような団体からもたくさんの要望が上がってきている以上、本市の将来を見据えた場合、市民のだれもが気軽に集える複合的なスポーツ施設が必要であります。

現在、この補正予算を通すことが現在執行部のほうで県との土地取得に向けた活動が行われておりますけども、これを通すことが議会として後押しになるというふうを考えておる次第でございます。市長もこの体育館建設については信念を持ってしっかりとやられておりますし、我々も執行部のほうから十分な説明を受けております。やれるときにやらなければこういう問題はできません。ですので、しっかりとした考え、また土地取得をした後にでも中身については特別委員会等々で十分な議論が行われると考えております。そういう立場から、今やるべきことをしっかりやらなければ、将来に向けて子供たちや市民の皆さんに対して大変なツケを残すと私は考えておりますので、しっかりと今回については補正予算を通すことが大事でありますので、今回は修正案に対しては反対の立場から討論をさせていただきました。

○議長（大田勝義議員） ほかにはございませんか。

5番小畠真由美議員。

○5番（小畠真由美議員） 修正案に対して反対の立場からご意見を述べさせていただきます。

先ほどから基本的に賛成であるというお言葉を言われていらっしゃる方々いらっしゃいますけれども、基本的なものが敷地の取得でございます。このことがなくして基本ではございません。この基本的には体育館を建てることには賛成という、逆に私はお聞きしたい。市民へのこ

○7番（藤井雅之議員） 先ほどの私が今提案いたしました先ほど小島議員の討論の中で学童保育に関する発言の部分について議会の中の発言の中で不適切な部分もあるのではないかというふうに感じましたので、その対応を協議していただきたいと思って休憩の動議を提出いたしました。再度、協議をお願いいたします。

○議長（大田勝義議員） 5番小島真由美議員。

○5番（小島真由美議員） 私の先程の反対討論の発言の中で不適切な部分について取り消しをさせていただきたいと思います。

○議長（大田勝義議員） 取り消しについてご異議ありませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） 修正案について採決を行います。

議案第33号に対する修正案について可決することに賛成する方は起立願います。

（多数起立）

○議長（大田勝義議員） 多数起立です。

よって、修正案は可決されました。

〈修正案 可決 賛成10名、反対7名 午前11時02分〉

○議長（大田勝義議員） 修正案が可決されましたので、修正部分を除く原案について、これから討論、採決を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） 採決を行います。

修正部分を除く原案について可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（大田勝義議員） 全員起立です。

よって、修正部分を除く原案は可決されました。

〈修正部分を除く原案 可決 賛成17名、反対0名 午前11時03分〉

○議長（大田勝義議員） したがって、議案第33号「平成24年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について」は修正可決されました。

（市長井上保廣「発言を求めます」と呼ぶ）

○議長（大田勝義議員） 市長。

○市長（井上保廣） 議長の許可をいただきましたので、本会議中でございますけれども、ここで少々時間をいただき、体育館複合施設建設に関する現時点での私の考え方を説明をさせていただきます。

総合体育館の建設につきましては、子供から高齢者まで気軽にスポーツに楽しめるとともに

防災施設機能、避難施設機能を付加させた今日的課題に対応した体育複合施設として整備を目指しまして、平成24年3月議会におけます当初予算案及び本6月議会におけます補正予算案といたしまして合計5,700万円の予算措置の審議をお願いをしたところでございます。しかし、誠に遺憾なことではございますけれども、いずれにおきましても予算を2,000万円とする減額修正となった次第でございます。

総合体育館の建設は、市民、議会、行政の長年にわたる大きな課題であり、また念願でもありました。平成6年度から建設候補地や用地取得費の検討を開始いたしました。建設予算を担保するため、平成8年度に総合運動公園整備事業基金を設けまして平成23年度末で4億6,700万円を積み立てております。平成11年度には、紹介議員19名の太宰府市総合体育館早期建設に関する請願が採択をされました。平成17年度には、当時の議会からの働きかけもあり、県立看護学校の跡地を体育施設、社会福祉施設、防災施設の用に供する目的で県から払い下げを受けたところでございます。

平成21年度には、2,000名を超える市民の署名を添えた太宰府市総合体育館早期建設に関する陳情書を太宰府市体育協会から直接手渡されました。そして、平成23年12月議会におきまして、総合体育館建設調査研究委員会からの答申の内容を説明をしますとともに、井本県議のお力添えもあり、福岡県保健環境研究所用地の敷地の一部として、現在の環境センターでございます、県に払い下げを打診中である旨を説明をしてきたところでございます。

さらに、本6月議会会期中にも、体育協会より太宰府市総合体育館建設に関する要望書が関係11団体の長の皆様方の同意のもと提出をされており、議会にも同様に陳情書として提出をされたところでございます。これらの経緯を含め、議員の皆様方の疑問に答えますために、これまでの一般質問の回答を初め全員協議会、予算特別委員会及び総合体育館建設問題特別委員会などにおきまして機会あることに説明を行い、今日まで理解を求めてまいったところでございます。体育複合施設のような大規模な建設事業は、議会と行政が一体となった判断がぜひとも私は必要であるということを考えているからでございます。

しかしながら、議員からは建設予定地は佐野東地区まちづくりの区域に含まれており、当該まちづくりの全体像を先に明らかにすべきではないか、また建設の財源として地方債を使うべきでなく、基金より建設すべきではないか、あるいは体育館ではなく別の施設を建設すべきではないかなどなどの意見がいまだに出されておまして、このことは私は基本設計を行う以前の問題として議会の減額修正同様、このほか私は重く受けとめておるところでございます。

このようなことから、平成24年度の総合体育館関係予算の執行は私は事実上困難であるというふうに思っております。今は今の採択、議決を見ても明らかなように建設する時期ではなく、早期建設を私は断念し、今後の課題として先送りをするところといたしました。そして、体育複合施設の建設を前提として協議を進めておりました福岡県保健環境研究所用地の取得も困難であると考えております。

これまでの間、何よりも福岡県には体育複合施設の予定地のための県有地払い下げの申し入

れから、今日まで取得を前提として諸手続を行っておる経過の中におきましてこの機が無駄になるという結末を迎え、不本意ながら私は今回の決定するに当たり、早期建設を切望されていた市民の皆様方、また私の考えにご賛同いただいた議員の皆様方、あるいは関係者の皆様方に心からおわびを申し上げたいというふうに思っております。

どうかご理解のほどをよろしくお願いを申し上げまして、現時点におけますところの私の見解にかえさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大田勝義議員） ここで11時30分まで休憩いたします。

休憩 午前11時12分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時30分

○議長（大田勝義議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第34号 平成24年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（大田勝義議員） 日程第6、議案第34号「平成24年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

本案は環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 小柳道枝議員。

〔14番 小柳道枝議員 登壇〕

○14番（小柳道枝議員） 環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第34号「平成24年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について」、その審査の内容と結果を報告いたします。

これは、平成24年度の介護保険法改正に伴い、筑紫地区認定審査会の電算システムを改修するための費用であり、一般会計からの繰入金を充当いたしております。

これに対する質疑、討論はなく、採決の結果、議案第34号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（大田勝義議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第34号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（大田勝義議員） 全員起立です。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前11時32分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第36号 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第1号））

○議長（大田勝義議員） 日程第7、議案第36号「専決処分の承認を求めることについて（平成24年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第1号））」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 平成24年太宰府市議会第2回定例会最終日を迎えて、本日ご提案申し上げます案件は、専決処分の承認を求めるもの1件、訴訟上の和解について議決を求めるもの1件でございます。

それでは、早速提案理由の説明を申し上げます。

議案第36号「専決処分の承認を求めることについて（平成24年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第1号））」についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、平成23年度太宰府市国民健康保険事業特別会計の歳入不足額5億280万6,830円の繰上充用のために、歳入及び歳出予算にそれぞれ5億280万7,000円を追加し、予算総額を77億545万円とする専決処分を平成24年5月31日付でさせていただいたものでございます。

要因といたしましては、長引く景気低迷によりまして保険税は微増にとどまっております。医療費に係る保険給付費や後期高齢者支援金、共同事業拠出金の支出の増加によりまして歳入不足を生じたものでございます。よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大田勝義議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略いたします。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大田勝義議員) 討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大田勝義議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第36号を承認することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(大田勝義議員) 全員起立です。

よって、議案第36号は承認されました。

〈承認 賛成17名、反対0名 午前11時35分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第8 議案第37号 訴訟上の和解について(梅林アスレチックスポーツ公園事故に係る
損害賠償請求事件)**

○議長(大田勝義議員) 日程第8、議案第37号「訴訟上の和解について(梅林アスレチックスポーツ公園事故に係る損害賠償請求事件)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

[市長 井上保廣 登壇]

○市長(井上保廣) 議案第37号「訴訟上の和解について(梅林アスレチックスポーツ公園事故に係る損害賠償請求事件)」についてご説明を申し上げます。

本件は平成21年10月11日に太宰府梅林アスレチックスポーツ公園で発生をいたしました女子児童の骨折事故につきまして、当該児童を原告、父親を法定代理人親権者、太宰府市を被告として損害賠償請求訴訟が提出されておりましたけれども、このたび福岡地方裁判所からの和解勧告を受け、和解を図りたいと思いますので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議決を求めるものでございます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(大田勝義議員) 説明は終わりました。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大田勝義議員) 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大田勝義議員) これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大田勝義議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第37号を可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(大田勝義議員) 全員起立です。

よって、議案第37号は可決されました。

〈可決 賛成17名、反対0名 午前11時37分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 請願第2号 「こころの健康を守り推進する基本法」の制定を求める意見書採択に関する請願

○議長(大田勝義議員) 日程第9、請願第2号「こころの健康を守り推進する基本法」の制定を求める意見書採択に関する請願」を議題といたします。

本案は環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 小柳道枝議員。

[14番 小柳道枝議員 登壇]

○14番(小柳道枝議員) 環境厚生常任委員会に審査付託されました請願第2号「こころの健康を守り推進する基本法」の制定を求める意見書採択に関する請願」について、その審査の内容と結果を報告いたします。

まず、紹介議員となっている委員から、精神疾患の患者が急増している中、ぜひ法整備をお願いしたいとの請願者からの要望を受け、請願書を提出いただいたものであるとの補足説明がありました。

委員から、他市への請願の提出状況などについて質疑があり、福岡県及び那珂川町では3月議会で採択されており、筑紫地区の他市においては6月議会で提出されているなどの回答がありました。

質疑を終え、請願に対する意見はなく、討論もなく、採決の結果、請願第2号は委員多数の賛成で採択すべきものと決定いたしました。

なお、本請願は意見書の提出を求めるものであり、委員会で協議した結果、添付された意見書案をそのまま委員会提出議案として、本日、本会議に提出することといたしております。

以上で報告を終わります。

○議長（大田勝義議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第2号に対する委員長の報告は採択です。本案を委員長報告のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

○議長（大田勝義議員） 多数起立です。

よって、請願第2号は採択するということに決定をいたしました。

〈採択 賛成16名、反対1名 午前11時40分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 意見書第3号 心の健康を守り推進する基本法（仮称）の制定を求める意見書

○議長（大田勝義議員） 日程第10、意見書第3号「心の健康を守り推進する基本法（仮称）の制定を求める意見書」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

環境厚生常任委員長 小柳道枝議員。

〔14番 小柳道枝議員 登壇〕

○14番（小柳道枝議員） 意見書第3号「心の健康を守り推進する基本法（仮称）の制定を求める意見書」でございます。

太宰府市議会規則第13条の規定により、上記の意見書を提出したいと思います。

皆様のお手元に議員の皆様におかれましてはお手元に配付いたしておりますので、どうぞご審議くださいますようお願い申し上げます。

それでは、案文をもって提案理由の説明とさせていただきます。

「心の健康を守り推進する基本法（仮称）の制定を求める意見書」。

心身の健康は、一人一人の国民の基本的な権利であり、社会の活力と発展の基盤をなすものです。ところが、現在の我が国では、国民の心の健康危機と言える状況にあります。年間の自殺者総数は3万人にも上り、320万人を超える方々、つまり国民の40人に1人以上が精神疾患のために医療機関を受診しています。また、ひきこもり、虐待及び路上生活など多くの社会間

題の背景にもこころの健康の問題があると言えます。

しかし、日本における精神保健、医療及び福祉のサービスの現状は、こうしたこころの健康についての国民のニーズにこたえられるものではありません。

世界保健機構は、障がいによる健康寿命の損失に着目した総合指標、障害調整生命年を政策における優先度の指標として提唱しています。この世界標準の指標により、先進国において命と生活に最も影響を及ぼしているのは精神疾患であるということが明らかになりました。

欧米では、この指標に基づいて疾患の重要度にふさわしい政策が進められていますが、日本ではそうした政策がとられているとは言えません。

こころの健康危機を克服し、安心して生活ができる社会、発展の活力ある社会を実現するためには、こころの健康を国の重要政策と位置づけ、総合的で長期的な政策を実行することが必要です。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、すべての国民を対象とし、こころの健康についての総合的で長期的な政策を保障するこころの健康を守り推進する基本法（仮称）の制定を強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出いたします。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣でございます。皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（大田勝義議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） これで質疑を終わります。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに討論、採決を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第3号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

○議長（大田勝義議員） 多数起立です。

よって、意見書第3号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対1名 午前11時46分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 閉会中の継続調査申し出について

○議長（大田勝義議員） 日程第11、「閉会中の継続調査申し出について」を議題といたします。

別紙のとおり議会運営委員会、各常任委員会、各特別委員会から申し出がっております。

別紙のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） 異議なしと認め、よって本件は承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大田勝義議員） 以上で本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

お諮りします。

本定例会において議決されました案件について、各条項、字句、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第42条の規定により、その整理を議長に委任することといたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） 異議なしと認め、お諮りしましたとおり決定をいたしました。

これをもちまして平成24年太宰府市議会第2回定例会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） 異議なしと認めます。

よって、平成24年太宰府市議会第2回定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時47分

~~~~~ ○ ~~~~~

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成24年 8月22日

太宰府市議会議長 大 田 勝 義

会議録署名議員 門 田 直 樹

会議録署名議員 小 柳 道 枝